

徳島県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月十八日

徳島県知事  
飯泉嘉門

## 徳島県条例第十二号

徳島県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

徳島県国民健康保険財政安定化基金条例（平成二十八年徳島県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第八十一条の二第四項」を「第八十一条の二第五項」に改める。

第七条中「及び同条第二項」を「並びに同条第二項及び第四項」に改める。

附則第二項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

### 附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。